

自主規制規則の改善等に関する検討ワーキング・グループ
(第71回)

平成30年9月28日(金) 午後3時30分
日本証券業協会 第4会議室

議 案

1. PTS 信用取引開始に伴う「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」等の一部改正について
2. その他

以 上

資料 1

PTS 信用取引の開始に当たって本ワーキングにおいて規則見直し等を検討しなければならない事項について

平成 30 年 9 月 28 日

1. 協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則

規則条文（抜粋）	検討課題
<p>第 2 条（定義） この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>1～4（略） 5 信用取引 金融商品取引法（以下「金商法」という。）第 156 条の 24 第 1 項に規定する信用取引をいう。 （以下略）</p>	<p>【PTS の定義の追加の可否を検討】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 金商法第 156 条の 24 第 1 項に定める「信用取引」の定義は、「金融商品取引業者が顧客に信用を供与して行う有価証券の売買その他の取引」であるため、私設取引システムにおける信用取引（以下「PTS 信用取引」という。）も含まれると考えられる。 ⇒左記定義は変更しないでよいか。・ 一方で、後掲の「投資勧誘規則第 12 条（過当勧誘の防止等）」において、PTS 運営会社を加筆する必要があると考えられるため、PTS を定義する規定の改正が必要か検討。ただし、本条の他の号は金融商品の種類等を定義しており、PTS を定義することは違和感がある。 ⇒ PTS 信用取引に最初に言及する条（第 7 条？）の規定中で定義し、「以下同じ」とする対応でよいか。
<p>第 3 条（通則） （略） 4 協会員は、有価証券の売買その他の取引等に関し、重要な事項について、顧客に十分な説明を行うとともに、理解を得るよう努</p>	<p>【重要事項説明の追加の可否を検討】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 第 3 条第 4 項の重要事項説明として、店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債等に関する説明事項のガイドラインを作成しているが、PTS 信用取引は現時点において、取引所で行う信用取引と

<p>めなければならない。</p>	<p>同レベルの取引となる想定のため、別途説明が必要な事項はないと考えられる。 ⇒ガイドラインへの追記は必要ないとしてよいか。</p>
<p>第6条（取引開始基準） 協会員は、次の各号に掲げる取引等を行うに当たっては、それぞれ取引開始基準を定め、当該基準に適合した顧客との間で当該取引等の契約を締結しなければならない。</p> <p>1 信用取引 （以下略）</p>	<p>【信用取引とは別の取引開始基準の設定の要否を検討】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PTS 信用取引は現時点において、取引所で行う信用取引と同様の内容の取引となる想定であるため、協会規則において協会員に取引所で行う信用取引と別の基準を設けることを求める必要はないと考えられる。 <p>⇒規則では別基準の設定を求めないことでよいか（協会員が任意に行うことは妨げない）。</p>
<p>第7条（信用取引の注文を受ける際の確認） 協会員は、顧客から信用取引の注文を受ける際は、その都度、制度信用取引、一般信用取引の別等について、当該顧客の意向を確認しなければならない。</p>	<p>【確認すべき区分の追加の要否を検討】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・左記規則では、「制度信用取引」と「一般信用取引」の別の確認を求めているが、PTS 制度信用取引が法令（金商業等府令第117条第1項第24号の4）等において、制度信用取引に含まれないとすれば、「PTS 制度信用取引」又は「PTS 一般信用取引」の別も確認する必要があるかを検討すべき。 <p>※金商業等府令の定義（「一般信用取引（＝取引所の決済機構を利用して貸し付けを受ける取引以外のものをいう。）」）</p> <p>⇒今後、金商業等府令の改正又は解釈の明確化の状況を踏まえ、本規則における確認すべき事項を検討。</p> <p>⇒法令上の「制度信用取引」にPTS 制度信用取引も含まれるとなった場合は、第7条の改正は不要としてよいか。それとも、PTS 信用取引の別は確認すべきと考えるか。</p>

	<p>※なお、PTS 信用取引の多くが、SOR による発注となることを念頭に置けば、「取引所制度信用取引」及び「PTS 制度信用取引」を同列に、「取引所一般制度信用取引」と「PTS 一般信用取引」とを同列に区分して、注文の別を明らかにすることが合理的と考えられることから、それを実現するための文言を検討する必要がある。</p>
<p>第 11 条（信用取引等の節度ある利用） 協会員は、信用取引（中略）等の契約の締結については、各社の規模、業務の実情に応じて、節度ある運営を行うとともに、過度になることのないよう常時留意するものとする。</p>	<p>【PTS 信用取引利用に対する規制追加の要否を検討】</p> <ul style="list-style-type: none"> • PTS 信用取引は現時点において、取引所で行う信用取引と同様の内容の取引となる想定のため、協会規則において取引所で行う信用取引以上の取引制限の規定を設ける必要はないと考えられる。 <p>⇒改正は行わないことでよいか。</p>
<p>第 12 条（過当勧誘の防止等）</p> <p>1（略）</p> <p>2 協会員は、金融商品取引所又は証券金融会社により次の各号に掲げる措置が採られている銘柄については、信用取引の勧誘を自粛するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 金融商品取引所が信用取引の制限又は禁止措置を行っている銘柄 2 証券金融会社が貸株利用等の申込制限又は申込停止措置を行っている銘柄 <p>3 協会員は、前項各号に掲げる銘柄及び金融商品取引所又は証券金融会社により次の各号に掲げる措置が採られている銘柄については、顧客から信用取引を受託する場合において、当該顧客に対し、</p>	<p>【勧誘の自粛や顧客への説明内容の追加の要否を検討】</p> <ul style="list-style-type: none"> • PTS 制度信用取引や貸借取引銘柄の対象は、東証の対象銘柄のうちから日証金が合意したものが選定される。日証金における規制は、東証と PTS 運営会社と連携して対応することが想定されている。その一方で、取引所又は PTS 運営会社における規制（取引制限・取引禁止）は、それぞれが独自に規制することも想定されている。これを踏まえ、取引所又は PTS 運営会社における規制と、勧誘自粛の範囲との関係を整理・検討（例えば、取引所では規制されず、PTS 運営会社のみ規制される銘柄において、SOR 注文の取扱いをどう考えるか）が必要か。（次の検討課題部分を除く） <p>⇒第 2 項及び第 3 項に相当する規制は PTS 信用取引においても履行を必要とする（同じ内容）ことでどうか（第 3 項第 1 号の規定は</p>

<p>これらの措置が行われている旨及びその内容を説明しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 金融商品取引所が信用取引残高の日々公表銘柄に指定した銘柄 2 金融商品取引所が信用取引に係る委託保証金の率の引上げ（委託保証金の有価証券をもってする代用の制限等を含む。）措置を行っている銘柄 3 証券金融会社が貸株利用等に関する注意喚起通知を行った銘柄 <p>(以下略)</p>	<p>下記で検討)。更なる制限や説明義務等を課す必要はあるか。 ※少なくとも、規制主体に取引所に加えて PTS 運営会社を追加する改正は必要。</p> <p>【自主規制規則の見直し提案への対応を検討】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・信用取引の残高の日々公表銘柄等についての証券会社における説明義務の要否について、PTS 信用取引の開始も含めて説明義務の撤廃について検討する。 <p>※自主規制規則の見直し提案において、規制導入時と比較した取引所公表制度における周知性の向上を踏まえると、証券会社における説明義務の所与の目的は達成しているとの考えが提示された。一方で、新たに始まる PTS 信用取引における周知性は未知数であり、取引所の公表制度と同列には扱えないとの考えもある。</p> <p>⇒①PTS を含めてすべての日々公表銘柄の説明義務を撤廃する、②取引所の日々公表銘柄の説明義務だけを撤廃し、認可会員が指定する日々公表銘柄（取引所との差分）には説明義務を設ける、③認可会員が指定する日々公表銘柄についても説明の必要はないと認められるまでは、取引所指定銘柄を含め説明義務を維持する、について検討してはどうか。</p>
<p>第 19 条（最良執行義務） 協会員は、金商法第 40 条の 2 に規定する最良執行義務を適切に履行するために十分な管理体制を整備しなければならない。</p>	<p>【注意喚起の会員通知の要否を検討】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規則自体に改正の必要はないが、多くの協会員が最良執行方針において「PTS の利用をしない」旨を掲げていることが考えられるため、会員通知で注意喚起すべきかを検討する。

	⇒もともと各社に委ねられている事項であり、会員通知は不要としてよいか。最良執行に関する義務規定の認識が薄らいでいるおそれがあるのであれば、注意喚起が必要か。
--	--

2. その他の規則（金融商品仲介業者に関する規則、協会の従業員に関する規則）

規則条文（抜粋）	検討課題
<p>金融商品仲介業者に関する規則</p> <p>第8条（過当勧誘の防止及び株式等の規制銘柄に係る投資勧誘） 協会員は、金融商品仲介業者が顧客に対し、主観的又は恣意的な情報提供となる特定銘柄の有価証券又は有価証券の売買に係るオプションの一律集中的推奨を行うことのないようにしなければならない。</p> <p>2 会員は、金商法第2条第16項に規定する金融商品取引所（以下「金融商品取引所」という。）又は金商法第2条第30項に規定する証券金融会社（以下「証券金融会社」という。）により次の各号に掲げる措置が採られている銘柄については、金融商品仲介業者に信用取引の勧誘を自粛させなければならない。</p> <p>1 金融商品取引所が信用取引の制限又は禁止措置を行っている銘柄</p> <p>2 証券金融会社が貸株利用等の申込制限又は申込停止措置を行っている銘柄</p> <p>（以下略）</p>	<p>【勧誘の自粛について検討】</p> <ul style="list-style-type: none"> 投資勧誘規則第12条第2項の勧誘自粛対応と同様に検討を行う。 <p>⇒上記検討の結果と同等とすることでよいか。</p> <p>【顧客への説明内容義務の追加を検討】</p> <ul style="list-style-type: none"> 同第3項の説明義務は仲介規則では義務付けられていないが、投資勧誘規則に付随して検討する。 <p>※これは第3項の説明義務が信用取引の「受託に際して」の義務であるため、仲介業においては理論上該当がないためと思われる。ただし、実態上は受託までにはいずれかにより説明されていると考えられるため。</p> <p>⇒上記検討の結果と同等とすることでよいか。</p>

<p>協会の従業員に関する規則</p> <p>第7条（禁止行為）</p> <p>協会は、その従業員が金商法及び関係法令において金融商品取引業者の使用人の禁止行為として規定されている行為（登録金融機関の使用人に準用されているものを含む。）のほか、次の各号に掲げる行為を行うことのないようにしなければならない。</p> <p>1～3（略）</p> <p>4 いかなる名義を用いているかを問わず、自己の計算において信用取引、有価証券関連デリバティブ取引又は特定店頭デリバティブ取引（当該信用取引、有価証券関連デリバティブ取引又は特定店頭デリバティブ取引の清算のために行われる反対売買並びに現引き及び現渡しを除く。）を行うこと。</p> <p>（以下略）</p> <p>※金融商品仲介業者に関する規則第24条（禁止行為）に同等の規定がある。</p>	<p>【従業員の自己投資の制限について検討】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業員規則では信用取引の定義規定は置いていないので、PTS 信用取引について追記する必要はないと考えられる。 <p>⇒規則改正（下記検討を除く）は行わないこととしてよいか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別途、本ワーキングにて従業員の自己投資における一部信用取引の禁止解除が議論されることとなっている。その進行に合わせ、PTS 信用取引の利用についても検討する。 <p>⇒上記テーマ内で検討することよいか。</p>
--	--

以上

金融商品取引業等に関する内閣府令 第 117 条【抜萃】

金融商品取引業等に関する内閣府令 第 117 条【抜萃】

(禁止行為)

第百十七条 法第三十八条第九号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 ～ 二十四の三 (省 略)

二十四の四 一般信用取引（**信用取引のうち、信用取引の決済に必要な金銭又は有価証券を、金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場**又は認可金融商品取引業協会が開設する店頭売買有価証券市場**の決済機構を利用して貸付けを受けることができる取引以外のものをいう。**）に係る有価証券（令第二十六条の二の二第一項（同条第六項において準用する場合を含む。）に規定する金融庁長官が指定する有価証券に限る。）を所有し、調達し、又は調達するための措置が講じられることなく、その売付けを受託し、又はその売付けの委託の取次ぎの申込みを受ける行為

二十四の五 ～ 四十 (省 略)

2～32 (省 略)

金融商品取引業等に関する内閣府令 第 117 条第 1 項第 24 の 4 号において「制度信用取引」及び「一般信用取引」が定義されている。

即ち、「制度信用取引」とは「信用取引のうち『信用取引の決済に必要な金銭又は有価証券』を『取引所の決済機構を利用して貸付けを受けることができる』取引」¹と定められている。（上記、太字箇所参照）

一方、「一般信用取引」とは、信用取引のうち「制度信用取引」以外のものである。（上記、網掛け箇所参照）

¹ 下線箇所と同様の表現は、金融商品取引法第 156 条の 24 第 1 項に存在する。なお、金融商品取引法第 156 条の 24 は貸借取引について定めた条である。

自主規制規則の見直しに関する検討結果等について【一部省略】

平成 29 年 12 月 19 日
日本証券業協会

本協会では、本年 4 月 19 日から 5 月 18 日までの間、協会員等に対して「本協会の自主規制規則の見直しに関する提案」の募集を行い、本年 7 月 19 日に「自主規制規則の見直しに関する検討計画」を公表いたしました。

上記検討計画における「規制の見直しの検討に着手する事項（1 件）」に関する検討結果（又は検討状況）について、下記①のとおり、御報告いたします。

また、「平成 28 年度の自主規制規則の見直しに関する検討結果等」において、「検討中」となっていた提案事項（1 件）について、その後の検討状況を下記②のとおり、御報告申し上げます。

①平成 29 年度の自主規制規則の見直しに関する検討結果等

項番	「自主規制規則の見直しに関する検討計画」 (平成 29 年 7 月 19 日)		検討結果（又は検討状況） (○検討済、△検討中)
	提案事項	提案の概要	
1	協会員の従業員による信用取引及び有価証券関連デリバティブ取引等の禁止の見直し 【協会員の従業員に関する規則】	○ 信用取引やデリバティブ取引は、保有する金融資産やポートフォリオに対するヘッジ機能を提供するなど、投機的利益の追求を目的としない取引も存在し、資産形成やリスク管理に有効な取引手段の一つである。 <u>(以下省略)</u>	○ 検討済 <u>(以下省略)</u>

②平成 28 年度の自主規制規則の見直しに関する検討結果等

	提案事項	提案の概要		結果
2	取引所又は証券金融会社による規制措置が取られている銘柄に係る説明義務の適用除外 【協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則】	<p>○ 協会員は、金融商品取引所又は証券金融会社により以下の1～3の措置が採られている銘柄については、顧客から信用取引を受託する場合において、当該顧客に対し、これらの措置が行われている旨及びその内容を説明しなければならないことになっている。</p> <p>しかしながら、信用取引を行う顧客の大半は、1～3に該当する銘柄を了知していると思われるが、とりわけ1の日々公表銘柄については、一部の新聞において全ての銘柄が掲載され、また、証券各社のホームページにも掲載されている。</p> <p>については、1の日々公表銘柄については、説明義務の対象から除外してはどうか。</p> <p>1 金融商品取引所が信用取引残高の日々公表銘柄に指定した銘柄</p> <p>2 金融商品取引所が信用取引に係る委託保証金率の引上げ(委託保証金の有価証券をもってする代用の制限等を含む。)措置を行っている銘柄</p> <p>3 証券金融会社が貸株利用等に関する注意喚起を行った銘柄</p>	→	<p>○ 検討済</p> <p>「自主規制規則の改善等に関する検討ワーキング・グループ」において検討を行った結果、本提案について一定の方向性は議論できると考えられるものの、PTSにおける信用取引全体の枠組みがわかってから検討すべきであるとの合意が得られたため、PTSにおける信用取引解禁の議論の動向を確認後、再度議論を行うこととなった。</p>

以 上